

令和2年



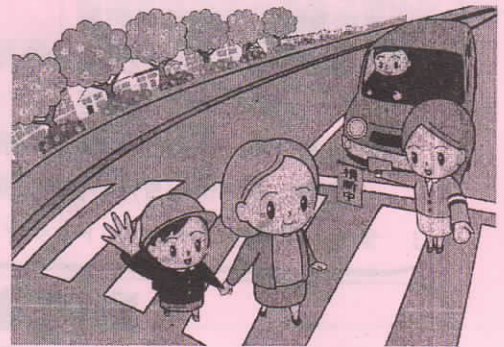
春の全国交通安全運動実施要綱

《実施期間》 令和2年4月6日（月）から4月15日（水）までの10日間

《目的》 市民一人ひとりが、自らの交通安全に関する意識を高め、交通ルールの遵守と交通マナーの実践を習慣付けることにより、交通事故防止の徹底を図る。

《スローガン》 安全をつなげて広げて 事故ゼロへ

- 《運動の重点》
- 1 子供を始めとする歩行者の安全の確保
 - 2 高齢運転者等の安全運転の励行
 - 3 自転車の安全利用の推進
 - 4 飲酒運転の根絶
 - 5 交差点の交通事故防止



沼津市交通安全対策協議会

＊ 運動の重点 ＊

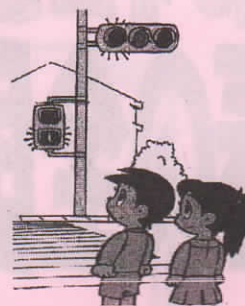
子供を始めとする歩行者の安全の確保

1 歩行者の交通ルール遵守の徹底

- (1) 横断歩道の通行、横断禁止場所の横断禁止、信号遵守等の歩行者自身の安全を守るための交通ルール遵守の呼び掛けの強化
- (2) 安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者や教育関係者からの幼児・児童への教育の推進

2 歩行者の安全の確保

- (1) 通学路、未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進
- (2) 高齢者による自身の身体機能の変化に対する的確な認識とこれに基づく安全行動の促進



高齢運転者等の安全運転の励行

1 運転者の交通ルール遵守の徹底等

- (1) 交通ルールの遵守と歩行者や他の車両に対する思いやりの気持ちを持って通行する交通マナーの呼び掛け
- (2) 横断歩道手前での減速義務と横断歩道における歩行者優先義務等の遵守による歩行者の保護の徹底



2 高齢運転者の交通事故防止

- (1) 高齢運転者に対する加齢に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響などの安全教育及び広報啓発
- (2) 自動ブレーキ及びペダル踏み間違い時加速抑制装置の搭載されたセーフティ・サポートカーS（通称：サポカーS）の普及啓発

3 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

自転車の安全利用の推進

1 自転車の交通ルール・マナーの周知徹底

- (1) 「自転車安全利用五則」を活用した自転車の通行ルール、前照灯の点灯、交差点での信号遵守と一時停止・安全確認等の交通ルール・マナーの周知徹底
- (2) 二人乗り、並進、飲酒運転の禁止の徹底と、傘差し、スマートフォン等使用、イヤホン使用等の危険性の周知徹底

2 「静岡県自転車条例」の周知

「静岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を周知するため、あらゆる広報活動を通じ、自転車の安全利用や自転車損害賠償保険等への加入等を推進



飲酒運転の根絶

- 1 地域、職場、家庭内における飲酒運転を絶対に許さない環境づくりの促進
- 2 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底及びハンドルキーパー運動の促進
- 3 飲酒運転の悪質性・危険性の理解と飲酒運転行為を是正させるための運転者教育の推進



交差点の交通事故防止

- 1 各種広報媒体を利用した啓発活動
- 2 のぼり旗を利用した啓発キャンペーンの実施
- 3 街頭指導・広報による安全確保

沼津市実施計画

| 実施日 | 行事名 | 実施内容 | 実施団体 |
|--------------|---------------------------------|--|--|
| 4月6日 (月) | 初日広報・街頭指導 | 時間:7:20~8:00 場所:大手町交差点 他 集合:中央公園 内容:本運動の開始を広報するとともに、街頭における交通指導を行い、市民の交通安全に対する意識を高める。 | 沼津市交通安全対策協議会 静岡県交通安全協会沼津地区支部 沼津市自治会交通安全会連合会 沼津市交通指導員会 沼津警察署 沼津市 他 |
| 4月8日 (水) | 「通学路安全対策」 強化の日 早朝街頭指導・広報 | 時間:7:15~8:00 場所:第一小前交差点 他 内容:通学路等において新入学児童生徒を交通事故から守るとともに、街頭において通学路等の安全確保に関する広報を実施する。 | 沼津市交通安全対策協議会 静岡県交通安全協会沼津地区支部 沼津市自治会交通安全会連合会 沼津市交通指導員会 沼津警察署 沼津市 他 |
| 4月10日 (金) | 交通事故死ゼロ を目指す日 夕暮れ時街頭指導・広報 | 時間:17:00~18:00 場所:県道原東町交差点 内容:昨年の交通死亡事故発生交差点において、ドライバー及び歩行者に対して、交通ルールやマナーの遵守徹底の呼びかけ指導を行うことにより、交通事故防止を図る。 | 沼津市交通安全対策協議会 静岡県交通安全協会沼津地区支部 沼津市自治会交通安全会連合会 沼津市交通指導員会 沼津警察署 沼津市 他 |
| 運動期間中 | 沼津市自治会交通安全 会連合会の取り組み | <ul style="list-style-type: none"> ・地域の特性を生かした交通安全運動の実施 ・通学路・危険箇所での交通安全街頭指導 ・各自治会での有線放送等での交通安全広報 ・地域の交通安全施設の点検 | |

令和2年 連合自治会別交通安全コンクール実施中!

★ 実施期間: 令和2年1月1日~9月30日 ★

市民一人ひとりが交通ルールを守り
交通事故のない安全で住みよいまちにしましょう!

自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用

教えて！交通安全



道路上のダイヤモンドは
前方に信号のない横断歩道があること
を示しています。
このマークを見つけたら、
横断者に注意しましょう！

おもいやり
ありがとう

